

盛岡市監査委員告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 27 年 12 月 1 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は財政部，公平委員会事務局及び国体推進局である。うち，次の部課
等を実地監査の対象として監査を実施した。

実 地 監 査 対 象 部 課 等	監 査 実 施 年 月 日
【財政部】 財政課，契約検査課，岩手県競馬組 合経営改善対策事務局，資産管理活 用事務局 【公平委員会】 公平委員会事務局	平成 27 年 10 月 15 日から同年 10 月 22 日まで
【国体推進局】 企画総務課，競技運営課	平成 27 年 10 月 15 日から同年 10 月 22 日まで

第 2 監査の範囲

平成 26 年度の事務の執行。

第3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成 27 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められた。

今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。